

いじめ防止基本方針

郡山市立安子島小学校

1 基本的な考え方

いじめは、子どもの尊厳を脅かし、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得ることから、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（推進法第2条）

2 組織

いじめの兆候や児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、「いじめ対策委員会」を設置し、組織として対応する。

委員会は、校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主事（いじめ防止等対策主任）、教務主任、及び委員長が必要と認める者で構成する。

重大事態への対応の場合は、必要に応じて、外部専門家等を加える。

「**重大事態**」とは、

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき（生命・心身・財産重大事態）
 - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」の捉え方
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合、心身に重大な損害を受けた場合、金品等に重大な被害を受けた場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき（不登校重大事態）
 - ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の捉え方
 - ・ 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、敏速に調査に着手する。
 - ・ 調査、指導等の結果、学校においていじめをやめさせることができない、または、再発のおそれが強くあるため欠席をする場合を想定

3 委員会の役割

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の進捗状況の確認

① 学校評価やいじめアンケート等でいじめ防止対策の検証を行う。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

① 職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、共通理解を図る。

② 学校評価やアンケート等の結果の集約、分析し、対策を検討する。

(3) 児童や保護者等の意識啓発

① 各種集会や総会の機会等を通して、いじめ防止の取組や状況を発信する。

(4) いじめに対する措置

- ① 正確な事実の把握と問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ② 迅速かつ効果的に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携する。
- ③ 3ヶ月間いじめ行為が行われていないと被害者児童が感じている場合、いじめの解消とするが、問題の解消後も、児童の様子を見守り、継続的な指導・支援に努める。

4 いじめの防止等の取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① わかる授業の充実による確かな学力の育成と、生徒指導の機能を生かした個に応じたきめ細かな指導に努める。
- ② 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、飼育・栽培活動等を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深めさせ、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 児童の小さな変化や危険信号を見逃さないように努める。
- ② 教職員相互の情報交換を密にする。
- ③ いじめ調査にもとづく教育相談を定期的を実施し、実態把握に努める。
- ④ 授業参観やPTA行事、地域の行事等の機会を捉えて、保護者や地域との情報交換に努める。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ③ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ④ 加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ⑤ 傍観児童には、傍観することもいじめである事を再指導する。
- ⑥ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑦ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑧ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や教育委員会等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、報告・調査等にあたる。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供するとともに、教育委員会に報告する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員や保護者による評価を実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

7 年間計画

月	生徒指導計画	教育相談・いじめ調査	校内研修	会 議	評価
4		実態把握	いじめ基本方針の 読み合わせ	生徒指導全体会	
5		地域訪問（必要に応じて面談）	情報交換		
6	情報モラル教育	保護者アンケート	情報交換		
7		いじめ調査①	情報交換		中間評価
9		教育相談	情報交換		
10		教育相談	情報交換		
11	人権教室	保護者いじめ調査	情報交換		
12		個別懇談・いじめ調査②	情報交換		中間評価
2		教育相談	情報交換		
3		いじめ調査③	情報交換	▼	年間評価